



議案第二十五 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条関係）

階 級	年 報 酬	階 級	年 報 酬
団 長	五七、二〇〇円	分 団 長	九、九〇〇円
副 団 長	二三、一〇〇円	副 分 団 長	九、三五〇円
地区 団 長	二三、一〇〇円	班 長	八、二五〇円
地区 副 団 長	二三、一〇〇円	副 班 長	七、一五〇円
地区 本 部 長	一六、五〇〇円	団 員	六、六〇〇円

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十三条関係）

水火災の場合	一回につき	一、七〇〇円
警戒の場合	一回につき	一、七〇〇円
訓練の場合	一回につき	一、七〇〇円
その他団長が招集する場合	一回につき	一、七〇〇円

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。